

子どもの権利を護るための情報倫理教育プログラム構築の試案¹⁾

ー自己情報コントロール権に着目してー

前田 瞬* 梅野 潤子**

Attempt to Create Educational Program on Information Ethics: From the Perspective of Protecting Children's Right to Control Self Information

Maeda Shun* Umeno Junko**

Abstract

This paper proposes the necessity of information ethics education among adults (especially guardians who are raising children) as a method to prevent "SNS Exposed Children", considered to be one of the issues in information ethics, and to guarantee children's personal information control rights. This paper also presents an educational program draft to foster an information ethical viewpoint. Specifically, this paper proposes the following educational program:

(1) Understanding the characteristics of information: To make them understand the characteristics of information as basic knowledge and to have them learn the basics for examining the pros and cons of the distribution of information on the Internet. (2) Understanding the rights of children: Children have the right to control self information, and adults should be aware that they must fully respect these rights. (3) Understanding how to handle information devices: To learn about security measures for owned information devices and to understand that there is a need to properly manage the privacy information of the "family".

Key Words: information ethics, children's rights, empowerment of children, right to control self information, SNS exposed children

1. はじめに

1995年に民間開放されたインターネット(The Internet)は、われわれの情報収集・発信手段を大きく変える社会基盤として発達してきている。2019年現在のわが国のインターネット利用者(個人)は、対人口比で89.8%にもものぼっていると報告されている(総務省, 2020, p.337)。インターネットは、われわれの情報収集・発信方法のツールとして、無くてはならない社会基盤のひとつとなっている。

他方、その罪過も多数存在している。具体的には、個人に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、著作権や肖像権の侵害など、情報発信の倫理に関する問題がある。特に、SNS(Social Networking Service)を利用した情報発信の倫理欠如に関する報道は、近年、枚挙に暇がない。SNS上に不適切な記事・動画像を投稿する、いわゆる“バカッター”や“バイトテロ”に関する問題は、情報発信をした個人のみならず、在職している企業の社会的信用を失墜しかねない事態も招いている。インターネットを利用する環境があれば、SNS上に誰もが気軽に記事を投稿できるようになった。そのような情報発信の“敷居の低さ”が、SNS利用に関する倫理観を低下させる原因であると思われる。本稿

*活水女子大学健康生活学部 (Faculty of Wellness Studies, Kwassui Women's University)

**長崎国際大学人間社会学部 (Faculty of Human and Social Studies, Nagasaki International University)

が対象とする「SNS 晒されチルドレン」も、SNS での情報発信の敷居の低さから生じている問題のひとつである。

「SNS 晒されチルドレン」は、大人が子どもの肖像を含むプライバシーに関する情報を、子どもの許諾を得ずに SNS などのインターネットサービス上に無断掲載するプライバシーの権利を侵害する行為のことを言う。「SNS 晒されチルドレン」に関する問題は、子どもと大人の間関係の悪化を招いたり、子どもの将来の社会的地位を失墜させたりするという危険性が孕んでおり、近年、情報倫理に関する課題のひとつとして衆目を集めている。

本稿では、上に挙げた問題を解決するために大人（特に、子どもを育てている保護者）に対する情報倫理教育実践の必要性を提言し、情報倫理観醸成のための教育プログラムの試案を示すことを目的とする。その際、子どもの自己情報コントロール権を保障するという観点に着目をして、その権利侵害を未然に防ぐための情報倫理教育プログラム構築を試みる。具体的には、以下の構成で議論を展開する。第1に「SNS 晒されチルドレン」の現状を2つの事例をもとに把握する。第2にその事例をもとに、子どもの自己情報コントロール権を保障することを重視した、大人に対する情報倫理教育プログラムを提案する。なお、このプログラムの想定受講者は、大人の中でも特に、子どもを育てている、あるいは育てはじめる保護者を想定している。

なお、本稿における“子ども”の定義は、わが国の児童福祉法第4条で定義されている“児童”と同義とする。具体的には、「子ども」は満18歳未満の者を示し、その中でも「乳児」は満1歳に満たない者、「幼児」は満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者、「少年」は小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者と理解する。

2. 子どもの「自己情報コントロール権」の保障

本節では、「SNS 晒されチルドレン」に関わる2つの事例を紹介し、SNS 晒されチルドレンがどのような危険性を孕んでいるのかということを確認する。そして、事例をもとに、子どもがどのような権利を有し、大人はその権利を保障するためにどのような点に配慮しなければならないのかということ「自己情報コントロール権」に着目して述べる。

① 「SNS 晒されチルドレン」の事例

まず、【事例1】は、SNS 晒されチルドレンが世界的に問題視されるようになったきっかけとなる事例である。この事例は、18歳の女性が乳児・幼児期の時に親が撮影・SNS上に公開した写真の削除を求める裁判を起こしたというものである。この事例は、子ども自身が自らのプライバシーを侵害しているということを表明し、保護者に対して法的手続きを進めたことで世界中から注目を集めたものである。以下に日本語翻訳記事原文を示す。

【事例1】

記事題目：幼少期の恥ずかしい写真を SNS にアップされたとして娘が親を提訴！

2016年09月16日 19時00分

オーストリア在住の若い女性が、彼女が幼少の頃に撮影された何百枚という恥ずかしい写真を Facebook から削除を要求したものの、拒まれたとして両親を提訴し、法廷闘争を繰り広げている。

18歳の女性は、両親が500枚以上ものスナップ写真を彼女の同意なしにソーシャルメディアで友人たちにシェアしたことで、彼女の人生は生き地獄になったと怒り心頭だ。娘の再三の懇願にもかかわらず、彼女の両親は写真を削除することを拒否しているという。

「彼らは恥知らずで見境がなく、私がトイレに座っている写真であろうと、ベッドに裸で横になっている写真であろうとお構いなしなのです」と、この訴訟を起こした女性は匿名でオーストリアのニュースサイト「The Local」のインタビューに応じている。「人生のすべての節目が写真に

収められ、公表されているのです」

彼女はこう続けている。「両親が真剣に取り合ってくれないので精神的に参っています」。

おそらく両親もようやく真剣に受け止めてくれるだろう。彼女は両親を訴えるために、オーストリアで有名な弁護士、マイケル・ラミ氏を雇ったのだ。なお、「The Local」では両親の氏名も明かされていない。同メディアの記事によると、この女性の父親は自分が写真を撮影したので、自分の楽しみのために写真をシェアする権利を彼が持っていると考えているという。

ラミ氏は、14日にはニュースサイト「Vocativ」の取材には応じなかったが、「The Local」に対しては、写真が女性のプライバシーを侵害していることを立証できれば、彼の依頼人の両親は敗訴するだろうと述べている。こういった類の裁判は、オーストリアでは初となり、同意なく子供の写真をソーシャルメディアに投稿しているこの国の親たちにとっての判例となるだろう。この裁判は11月に次の手続きがとられる予定となっている。

出所) AOL ニュース (<http://news.aol.jp/2016/09/16/sns/>) ,2020年8月13日確認。

次に、【事例2】は、一般的な肖像権侵害事件である。しかし、この事件のそもそものきっかけとなったのは、家族がインターネットサービス上に娘（被害者）の画像を公開していたことである。その画像が無断転用され、肖像権が侵害されたのである。

被害にあった娘は当時1歳であり、発達段階上、自らの肖像の利用許諾について保護者に対して意思表示することが難しい状況であった。この事例は、娘の有している権利についての配慮を家族が怠り、インターネットサービス上に画像を公開し、それが他人に悪用されてしまった事例である。以下に読売新聞記事原文を示す。

【事例2】

記事題目：娘の画像無断転載、投稿者を突き止め謝罪させる

ツイッター上で当時1歳だった娘の画像を無断で使われた父親（38）が23日、居住する新潟市内で記者会見を開き、投稿者を関東地方の男性と特定し、謝罪文を受け取ったと明らかにした。

肖像権侵害を認め、東京都内のインターネットプロバイダー（接続業者）に投稿者の住所などの開示を命じた昨年9月30日の新潟地裁判決を受け、弁護士に依頼して捜し出した。

娘の画像は、「【拡散希望】安保反対国会前デモに連れていかれた孫が熱中症で還らぬ人になってしまいました」などというウソの書き込みとともに、2015年7月26日、ツイッター上に投稿された。家族がインターネット上に公開した画像が無断転用された。

投稿者は父親らに「申し訳なく思っている。安保法制に反対するデモの規模を小さくしたかった」との謝罪文を送り、慰謝料とこれまでの調査費を支払った。

出所) 読売新聞（2017年2月14日朝刊）

以上、2つの事例はいずれも子どもの意思を十分に確認せず、SNSなどのインターネットサービス上に子どもの画像を公開し、トラブルとなったものである。その他にも、学校教師がプライベートで利用しているSNS上に、自らが担任をする児童・生徒の顔写真を、子ども本人や保護者の許諾を得ずに公開し、トラブルになるという事例も報告されている。

大人が、子どもはどのような権利を有しているのかということを十分に理解していれば、上に示したSNS晒されチルドレンなどのような情報倫理的な問題は起こらないであろう。

②子どもも有する「自己情報コントロール権」

上の事例で見たように、SNS晒されチルドレンの問題は子どもの「自己情報コントロール権」を

侵害している。Westin (1967)によれば「自己情報コントロール権」とは、自己の情報の発信と流れを管理したり、自己の情報の所在を特定することができる権利であると言う。自己情報コントロール権の中に、プライバシーの権利も含まれている。

自己情報コントロール権は、現行制度のもとで、大人のみならず、世界中の子どもにも保障されている。具体的には、国際連合にて1989年に採択、1990年に発効され、わが国においては1994年から効力が発生した、いわゆる「子どもの権利条約」に見ることができる。「子どもの権利条約」の第16条には、「子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができる。また、他人からほこりを傷つけられない権利がある。」(日本ユニセフ, 2009)と明記され、プライバシーや名誉が守られると規定されている。さらに、それに関連して、第12条において「子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っている。その意見は、子どもの発達に応じてじゅうぶんに考慮されなければならない。」(Ibid., 2009)と明記され、子どもは意見を自由に表す権利を有していると規定されている。子どもは自らのプライバシーや名誉が守られ、自分の情報はどこに所在しているのかということ特定するために自由に自らの意見を表明できる。

このように大人は、子どもも「自己情報コントロール権」を有していることを十分に認識しなければならない。

3. 大人を対象とした情報倫理教育プログラム構築

前節では、SNS晒されチルドレンに関する事例を紹介し、このような問題を未然に防ぐためには、大人が、子どもの有する自己情報コントロール権について十分に理解する必要があることを述べた。

以上のことを踏まえ、本節では、大人(特に、子どもを育てている保護者)を対象とした情報倫理教育プログラムの構築を試みる。

①子どものエンパワメント

改めて言及するまでもないが、大人は子どもを守る義務がある。そして、子どもの健全な発育を支援する義務もある。さらに、子どもが持つ潜在能力を最大限にしていくように支援することも大人の重要な役割であると考えられる。このことは、インターネットサービス利用の場面においても然りである。

われわれは、大人に対する情報倫理教育プログラムの構築をする際の特徴として、大人の役割を「子どもの自己情報コントロール権を護るための潜在能力を育む」と位置づけることとした。本稿で提案する教育プログラムを通じて、子どもが自らの身をインターネット空間で守る能力を高めていく支援を、大人ができるようになることがSNS晒されチルドレンを未然に防止することにも繋がると考えた。このような着想に至った所以は、以下の先行研究によるものである。

まず、ユニセフ・イノチェンティ研究所(2011, p.25)は「ICTに伴う利点とリスクや、子どもや若者たちが安全を守るために取ることでできる方策、援助に役立つ様々な資源、自分の子どもとの会話や約束の重要性などについて、両親に教えるプログラムを通して、親の子どもを守る力を強化する。」と指摘している。次に、Cho and Cheon (2005)は「子どもにとっての保護要因は、子どもとインターネットについて経験を共有したり、話し合えたりする保護者の存在である。」と指摘している。

以上のように、子どもは子どもで自分自身の情報倫理観を醸成する能力を高め、大人は大人で情報倫理観を醸成する教育プログラムを受けることが必要である。それにより、子どもをインターネット上での危険から守る力が子どもと大人の両者において強化され、子どもを保護することに繋がるのである。そして、子どもと大人が互いに情報倫理観を共有し合うことでさらに、子どもの情報倫理観や大人の情報倫理観が高まり、それが子どものインターネット利用を安全にし、そして、SNS

晒されチルドレンに代表されるような大人と子どものインターネット利用に関するトラブルを未然に防止することに繋がると考える（図1）。

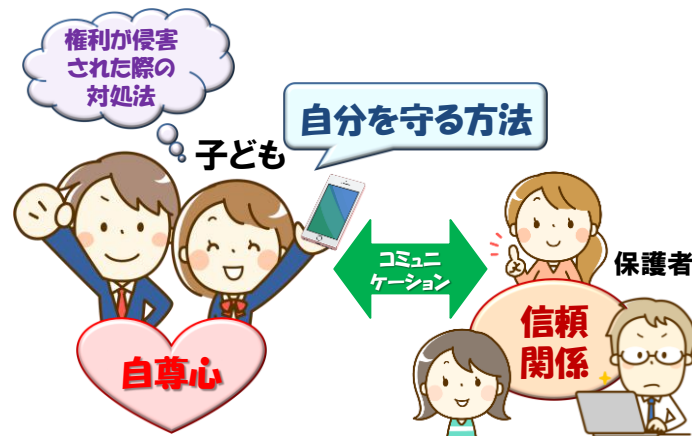


図1. 子どものエンパワメントを高める情報倫理教育プログラムのあり方
出所) 筆者（梅野）作成.

②情報倫理教育プログラムの試案

上で述べたように、われわれは子どものインターネット利用における大人の役割を「子どもの自己情報コントロール権を護るための潜在能力を育む」と位置づけている。これが、SNS晒されチルドレンの問題を未然防止することにも繋がると考えている。

ここでは、大人がこの役割を達成するための情報倫理教育プログラムを提案する。それは、第1に「情報の特質を理解する」ための教育プログラム、第2に「子どもが有する権利を理解する」ための教育プログラム、第3に「情報機器の扱い方について理解する」ための教育プログラムの3つである。

表1に、3つの教育プログラムの具体的な試案を示す。それぞれに到達目標を設定し、講義と演習を取り入れるようにしている。また、このプログラムを実践する際には、「子どもの立場になってみたらどう思うか？」という視点を大切にすることが肝要である。例えば、プログラム2「子どもの権利を理解する」に関しては、自分の保護者が、自分の肖像やプライバシーに関する情報を勝手にインターネット上に公開したらどのように感じるのかということを考えてもらう機会を設けることが重要である。

以上、3つの教育プログラムを構築し、実践することによって、大人は子どもの自己情報コントロール権を護るための潜在能力を育むことができるようになると思う。

表1. 情報倫理教育プログラムの試案

テーマ (到達目標)	具体的な内容
<p>プログラム1 情報の特質を理解する</p> <p>(到達目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的知識として情報の特質を理解し、インターネット上に情報を流通させることの是非を判断できるようになる。 	<p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報は複製により伝播し、情報をやり取りすることは意図があり、情報の価値は一定ではないという特質を説明する。 ・インターネット上に情報が“拡散”していくことの光と影を説明する。

	<p>【演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNSをはじめとするインターネットの便利なところ、良いところを考え、ディスカッションする。 ・ SNSをはじめとするインターネットの利用に関して不安に思っていること、あるいは、実際に恐怖を感じたことについて、情報共有する。 ・ SNSをはじめとするインターネット上に流通する「不適切な情報」、「多くの人が不快に思う情報」とは何かを考え、ディスカッションする。 ・ SNS上に存在している友達の友達は、自分が知っている人なのか、本当に信頼できる人なのかを振り返り、情報公開の範囲を考えてみる。 <p>【教材例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界中で情報共有できる SNS のサービス ・ 本稿の事例 2 に示したケースや、いわゆる“バカッター”、“バイトテロ”などのインターネット上に不適切な情報が拡散・回収困難になっているケース
<p>プログラム 2 子どもが有する権利を理解する</p> <p>(到達目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもは様々な権利を有しており、大人はその権利を十分に尊重しなければならないという自覚を芽生えさせる。 	<p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが有している権利を説明する。 ・ プライバシーの権利や自己情報コントロール権、意見表明権とは何か説明する。 ・ SNSをはじめとする、インターネット上にある子どもにとってやさしい情報提供ツールを説明する。 ・ SNSをはじめとする、インターネット上における子どもの権利を侵害しているケースを説明する。 <p>【演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自らは、日常生活の中で子どもの権利を尊重しているかを考える。 ・ 子どもの知る権利を尊重する機会を設けるにはどうすれば良いかを考え、ディスカッションする。 ・ 「自分が子どもの立場になってみたらどう思うか？」という視点で、SNSをはじめとするインターネット上への情報公開の是非について考え、ディスカッションする。 <p>【教材例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの権利条約」の全文や解説文 ・ 子ども向けに情報発信されている動画共有サイト ・ 本稿の事例 1 や事例 2 に示したような、SNS 晒されチルドレンのケース
<p>プログラム 3 情報機器の扱い方について理解する</p>	<p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンやスマートフォンなどの情報機器に対する脅威を説明する。 ・ 情報機器のセキュリティ対策の方法について説明する。

<p>(到達目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己が保有している情報機器のセキュリティ対策ができるようになる。 ・“家族”のプライバシー情報を適切に管理できるようになる。 	<p>【演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らが保有している情報機器のセキュリティ対策の状況を確認する。 ・自らが保有する情報機器から自身や家族のプライバシーに関する情報が漏えいしないように設定をできているか、不備がないかを確認する。 <p>【教材例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置情報が特定され、ストーカー被害や窃盗被害に遭うケース ・コンピュータ・ウイルスの感染により、情報漏えいするケース ・「テスト用ウイルスメール」システム
--	--

4. おわりに

インターネットが情報発信・収集の重要な社会基盤のひとつとして位置付けられて以降、子どもに対するインターネット利用のための安全教育・情報倫理教育の実績は、着実に積み重ねられてきている。他方、大人に対する情報倫理教育は未だ発展途上の段階であると思われる。本稿では、子どもの自己情報コントロール権を保障するという観点で、SNS 晒されチルドレンに関する事例を取り上げ、大人に対する情報倫理教育実践の必要性を提言し、情報倫理観醸成のための教育プログラムのひとつの試案を示した。

今後の研究課題は、次の2点が挙げられる。

第1に、本稿で示した大人に対する情報倫理教育プログラムを実際に試行する必要がある。例えば、医療機関や自治体が実施している「両親学級」などの機会を活用して、教育プログラムを試行し、検証していかなければならない。

第2に、教育プログラムの効果測定の方法を構築していかなければならない。3つの教育プログラムの到達目標の達成度をどのように測定し、最終的には、本稿で提案している情報倫理教育プログラムを受講したことによって、大人が子どもの自己情報コントロール権を護るための潜在能力を育む役割を担えるようになっていのかを可視化できるようにしなければならない。

以上の研究課題の報告は、向後の研究に俟つこととする。

注

1) 本稿は、前田（2017）および日本子ども虐待防止学会第24回学術集会おかやま大会（於：川崎医療福祉大学）において報告した内容をもとに大幅に加筆・修正したものである。

謝辞

本稿は、JSPS 科研費 JP20K02226 の助成を受けて行われた研究成果の一部である。

参考文献

Cho, Chang-Hoan and H. J. Cheon (2005) Children's Exposure to Negative Internet Content: Effects of Family Context, *Journal of Broadcasting & Electronic Media*, Vol.49, pp.488-509.

ITU (2009) Child Online Protection Guidelines,

available online at <https://www.itu.int/en/cop/Pages/guidelines.aspx>, 2020年8月15日確認.

Jason, P. (1996) *Kids Guide to the Internet: The Ultimate Guide*, Bloomsbury Publishing Plc, London. (田中

- 浩子訳 (1996) 『小・中学生のインターネット入門』文溪堂.)
- Mary, A. (2016) *The Cyber Effect: A Pioneering Cyberpsychologist Explains How Human Behaviour Changes Online*, Spiegel & Grau, New York. (小林啓倫訳 (2018) 『子どもがネットに壊されるーいまの科学が証明した子育てへの影響の真実ー』ダイヤモンド社.)
- Thompson, B. P. (2001) Privacy, secrecy and security, *Ethics and Information Technology*, Vol.3, No.1, pp.13-19.
- Werro, F. (2009) The Right to Inform v. the Right to be Forgotten: A Transatlantic Clash, *Georgetown University Center for Transnational Legal Studies Colloquium Research Paper*, No.2, pp.285-300.
- Westin, A. F. (1967) *Privacy and Freedom*, Atheneum, New York.
- 梅野潤子 (2018) 「動画共有サイトを通した子どもにやさしい情報提供ー子どもが自身の権利を護るためにー」『福祉おかやま』No.35, pp.17-26.
- 総務省 (2020) 「情報通信白書 (令和 2 年版) ICT 白書ー5G が促すデジタル変革と新たな日常の構築」 available online at <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/pdf/index.html>, 2020 年 8 月 15 日確認.
- 内閣府政策統括官 (共生社会政策担当) (2015) 「アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリアにおける青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書」.
- 日本ユニセフ (2009) 「「子どもの権利条約」についてー子どもの権利って何だろう?ー」 available online at <http://www.unicef.or.jp/crc/crc20/about/>, 2020 年 8 月 15 日確認.
- 前田瞬 (2017) 「子どもの権利を保障するための情報倫理観醸成の必要性」『福祉おかやま』No.34, pp.13-23.
- 村田潔編 (2004) 『情報倫理ーインターネット時代の人と組織ー』有斐閣選書.
- ユニセフ・イノチェンティ研究所 (2011) 「インターネット上の子どもの安全ーグローバルな挑戦と戦略ー」.